

投票日 **10月27日(日)**

時間 **7時～20時**



いろいろな投票方法

■ 期日前投票

仕事、旅行などの事情により投票日に投票所へ行けない方や、病気、出産などで入院予定の方は、投票日前に期日前投票ができます。

期間 10月11日(金)～26日(土)

時間 8時30分～20時 投票場所 市役所

持ち物 投票所入場整理券(届かない場合は、運転免許証など本人確認ができる書類を持参)

期日前投票宣誓書(投票所入場整理券に印刷されている様式に必要事項を記入して持参。投票所入場整理券が届かない場合は、期日前投票所にも用意しています)

■ 代理投票

身体の障害やけがなどによって自分で文字を書くことのできない方は、申し出てください。係員が本人に代わって本人の申し出た候補者の氏名を代筆します。書かれた候補者名は他に漏れることはありませんので、ご安心ください。

■ 点字投票

目の不自由な方は、点字器と点字投票用の投票用紙を用意しますので、係員に申し出てください。

■ 出張時などの不在者投票

対象 国内の出張などで、投票日に投票所へ行けない方

方法 市選挙管理委員会に持参、郵便またはマイナンバーカードの公的個人認証サービスを利用したオンラインで、不在者投票宣誓書兼請求書により投票用紙などを請求してください(ファクシミリや電子メールでの請求はできません)。最寄りの選挙管理委員会での投票することができます。

■ 郵便などによる不在者投票

対象 身体に重度の障害のある方などで市選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けている方

方法 「郵便等投票証明書」を添えて、直接または郵便で市選挙管理委員会へ投票用紙を請求し(10月23日(水)必着)、自宅などで投票します。「郵便等投票証明書」の交付を受けていない方は、お問い合わせください。

■ 病気などで入院中の投票

入院している病院や、入所している介護福祉施設などが都道府県の選挙管理委員会の指定する施設であれば、その施設内で投票することができます。市内の指定施設は、次の5施設です。鶴ヶ島池ノ台病院、関越病院、特別養護老人ホーム「清光苑」、介護老人保健施設「鶴ヶ島ケアホーム」、特別養護老人ホーム「みどりの風鶴ヶ島」

投・開票速報サービス

市ホームページ <https://www.city.tsurugashima.lg.jp/page/page006315.html> (投・開票速報のページ)

テレホンサービス ☎271・6015(23時まで)

投票速報 10月27日(日)9時頃から 開票速報 10月27日(日)22時から23時まで

詳細はこちら



| | | | | | |
|--|------------------------|--|---------------------------|--|-------------------------|
| | 第7投票所 長久保小学校 | | 第9投票所 富士見市民センター | | 第11投票所 富士見中学校 |
| | 第8投票所 藤小学校 | | 第10投票所 南小学校 | | 第12投票所 藤中学校 |

参議院埼玉県選出議員補欠選挙



投票は私たちの大切な権利です。必ず投票しましょう
問合先 選挙管理委員会

投票

投票できる方

平成13年10月28日までに生まれた日本国民で、令和元年7月9日までに市の住民基本台帳に登録され、市の選挙人名簿に登録されている方

県内に転出した方の投票

7月9日までに県内の他の市町村に転出した方は、転出先の市町村で投票します。市の選挙人名簿に登録があり、7月10日以降に他の市町村に転出した方は、当市で投票します。

県内から転入した方の投票

前住所地の県内市町村の選挙人名簿に登録があり、7月10日以降に転入した方は、前住所地で投票します。

※ 県外に転出した方または県外から転入した方は、お問い合わせください。

市内で転居した方の投票

9月24日までに転居の届出をした方は、転居先の投票所で投票できますが、9月25日以降に転居の届出をした方は、転居前の投票所で投票します。

■ 投票用紙の記入方法

投票所の記載台に候補者の氏名を掲示していますので、よく確かめて、投票用紙の所定欄に候補者1人の氏名をはっきりと記入してください。

■ 投票所入場整理券は郵送

投票所入場整理券は告示日(10月10日(木))以降、選挙人ごとに郵送します。記載内容をよく確認し、入場整理券を切り離して投票日に投票所へお持ちください。

■ 投票所入場整理券が届かないとき・紛失したとき

郵送した投票所入場整理券が届かないときや紛失したときは、投票日に指定の投票所で再交付を受け、投票します。再交付の際には、本人確認ができる書類(運転免許証など)を持参し、受付に申し出てください。投票所の場所が分からない場合は、市選挙管理委員会へお問い合わせください。

■ 選挙公報

各候補者の考えや経歴などを掲載した選挙公報を10月18日(金)までに新聞折込みでお届けします。

また、選挙公報は、市役所や市民センターなどにも用意しますので、新聞を購読していない世帯や折り込み漏れなどで選挙公報が届かない場合は、これらの施設でお取りいただくか、市選挙管理委員会へ連絡してください。

開票

日時 10月27日(日) 20時45分～

場所 鶴ヶ島中学校体育館

※ 参観人は、人数制限があります

【注意】

陣中見舞として候補者に飲食物(酒・ビールなど)を贈ることは、法律で禁止されています。



投票所

| | | | | | |
|---------------------------|--------------------------|---------------------------|--------------------------|--------------------------|----------------------------|
| <p>第1投票所 鶴ヶ島第一小学校</p> | <p>第2投票所 西市民センター</p> | <p>第3投票所 大橋市民センター</p> | <p>第4投票所 東市民センター</p> | <p>第5投票所 南市民センター</p> | <p>第6投票所 鶴ヶ島海洋センター</p> |
|---------------------------|--------------------------|---------------------------|--------------------------|--------------------------|----------------------------|



一部事務組合負担金

| 組合名 | 負担金 |
|-------------|----------|
| 坂戸、鶴ヶ島下水道組合 | 4億7708万円 |
| 坂戸地区衛生組合 | 4608万円 |
| 埼玉西部環境保全組合 | 7億1253万円 |
| 坂戸・鶴ヶ島消防組合 | 9億4688万円 |
| 広域静苑組合 | 6127万円 |
| 坂戸、鶴ヶ島水道企業団 | 127万円 |

一部事務組合とは、複数の市町村で事務の一部を共同処理するために設置された団体です。
市が構成している一部事務組合は6組合あります。
各組合への負担金は、上記のとおりです。

特別会計

| 会計名 | 歳入 | 歳出 |
|---------------|-----------|-----------|
| 国民健康保険 | 73億2019万円 | 71億8421万円 |
| 後期高齢者医療 | 7億1260万円 | 7億1000万円 |
| 介護保険 | 42億1572万円 | 39億9903万円 |
| 一本松土地区画整理事業 | 2億8555万円 | 2億4405万円 |
| 若葉駅西口土地区画整理事業 | 3億1316万円 | 2億6974万円 |

特別会計は、一般会計とは別に、特定の事業を行うために条例などによって設置されるものです。
市が設置している特別会計は5会計あります。
各特別会計の決算額は、上記のとおりです。



その結果、財務事務や事務事業の執行状況は、公正で合理的かつ効率的に処理されていたものと認められました。なお、各種監査結果は、市ホームページをご覧ください。



HPはこちら

平成30年度の監査実施結果

問合先 監査委員事務局

平成30年度に市が行った財務事務や事務事業の執行について、市の監査委員が、地方自治法の規定に基づく例月出納検査、定例監査、補助団体などの監査、決算審査および基金運用状況審査並びに財政健全化法の規定に基づく審査などの各種監査を実施しました。

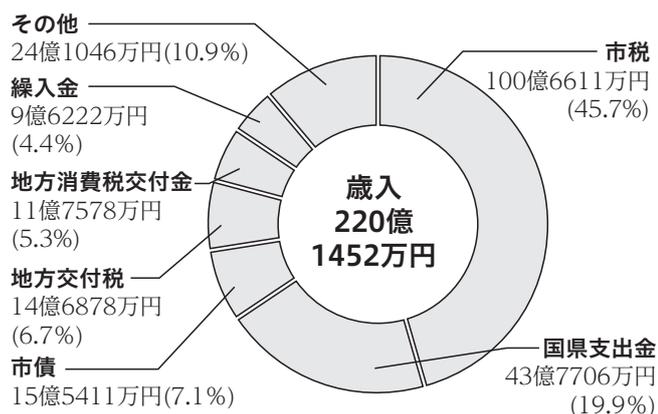
平成30年度

決算報告

決算は皆さんに納めていただいた税金などが、どのような事業に使われたのかを
取りまとめたものです。平成30年度の決算や財政指標から本市の財政状況をお知らせします。

問合せ 財政課財政担当

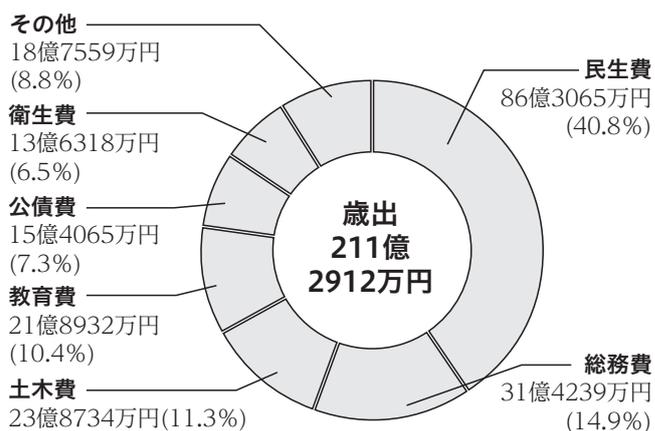
一般会計



平成30年度一般会計の歳入(収入)は220億1452万円で、前年度と比較すると、6億3884万円、3.0%の増となりました。

市税 個人市民税が株式譲渡所得などの増加により増収
法人市民税が企業利益の増加により増収
市税全体では6年連続で前年度を上回り、3973万円の増収(0.4%)

市債 防災行政無線デジタル化事業債や小学校施設整備事業債(トイレ改修分)などの増により、3億4502万円の増額(28.5%)



平成30年度一般会計の歳出(支出)は211億2912万円で、前年度と比較すると、6億1167万円、3.0%の増となりました。

民生費 民間保育所整備支援事業や臨時福祉給付金給付事業などの減により減額

総務費 公共施設保全基金積立金や富士見市民センター空調更新事業などの増により増額

土木費 道水路整備事業や都市計画道路整備事業などの増により増額

市税 市民税、固定資産税などの税収入

国県支出金 特定の事業のために国・県から支出されるお金

市債 大きな事業を行うために市が借り入れるお金

地方交付税 市の財政状況に応じて国から交付されるお金

地方消費税交付金 県の地方消費税収入の中から市に交付されるお金

繰入金 他会計や基金から繰り入れるお金

民生費 子ども、高齢者、障害者などの福祉全般の事務・事業に使うお金

総務費 住民窓口、課税徴収、ICTなど市の総合的な事務に使うお金

土木費 道路、公園整備などに使うお金

教育費 学校運営の費用、生涯学習、スポーツなど教育全般の事務・事業に使うお金

公債費 市債を返済するために使うお金

衛生費 保健衛生、公害対策など安全で衛生的な生活のために使うお金

鶴ヶ島市の財政状況

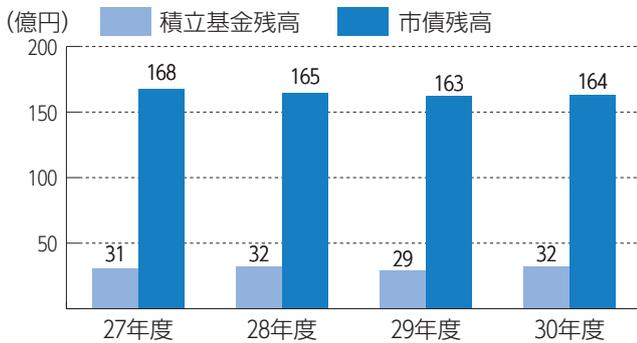
市の借金(市債)

道路や公共施設などを整備する財源の不足を補てんするために、国や金融機関などから借り入れたお金です。平成29年度と比べて市債残高は約1億円の増額となりました。

市の貯金(積立基金)

都市施設整備基金、公共施設保全基金への積立などを行ったため、29年度と比べて積立基金は約2億200万円増加しました。

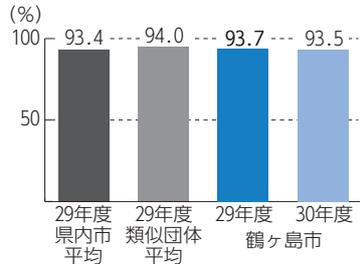
市債と積立基金(一般会計)



市の財政状況の良し悪しは、一つの指標だけで判断することはできません。複数の指標から総合的に判断することが大切です。こうした指標を、県内市の平均値や全国類似団体(人口規模や産業構造が同じ自治体)の平均値と比較してみます。

経常収支比率(自由に使えるお金があるか)

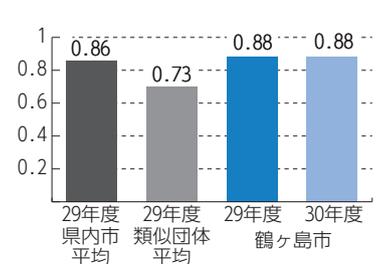
収入は市税および地方消費税交付金などの増額により、増加しました。また、支出は扶助費および物件費などの増額により増加しました。29年度と比べて0.2%改善しました。



収入に対して、必ず行う支出の割合を示した比率。数値が低いほど財政運営に弾力性があります。

財政力指数(自前の収入で賄えるか)

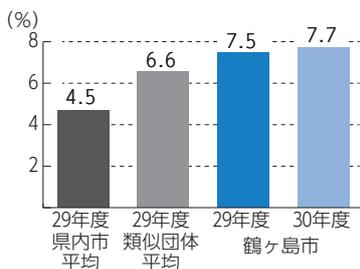
必要なお金を実際の収入で割った値(3か年の平均)で、どれだけ自前の収入(税金など)で賄えるかを示します。この値が高いほど財源に余裕があります。29年度と同じ数値となりました。



財政力の強さ。数値が大きいほど余裕があり、1を超えると国から普通交付税が交付されません。

実質公債費比率(借金の返済に苦しんでいないか)

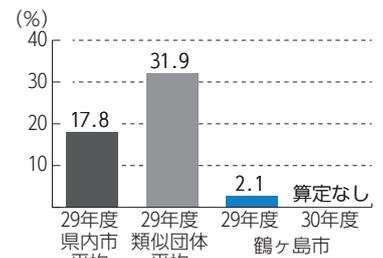
公債費(借金返済のお金)が増加したことから、29年度と比べて0.2%悪化しました。算定に当たっては3か年の平均を用いています。



毎年負担すべき負債の財政規模に対する比率。数値が低いほど借金の返済以外で使えるお金が多くなります。

将来負担比率(将来の世代にツケを先延ばしていないか)

一部事務組合の借金なども含めて、将来の財政を圧迫する可能性を示します。30年度は、現在確定している将来負担に対し、基金などの算定上充てられる財源の方が多かったため、算定されませんでした。



将来負担すべき負債の財政規模に対する比率。数値が低いほど将来の財政を圧迫する可能性が低くなります。

スマートフォンでかんたん納税「モバイルレジ」

問合先 収納課納税管理担当

10月1日から、市税をインターネットバンキングやクレジットカードで納付できるサービス「モバイルレジ」が始まります。金融機関やコンビニエンスストアへ行かずに、市税の納付ができる便利な納付方法です。ぜひ、ご活用ください。

納付できる税目

- 市県民税(普通徴収)
- 固定資産税・都市計画税
- 軽自動車税
- 国民健康保険税(普通徴収)

利用できる納付書

右記税目で、コンビニエンスストア納付用のバーコードが印字された納付書
 ※ 1枚当たりの金額が30万円を超える納付書は利用できません

用意するもの

- ①右記税目でバーコードが印字された納付書
 - ②スマートフォンまたはタブレット端末
 - ③モバイルレジ専用アプリ(無料)
- ※ パケットなどの通信費用は利用者負担となります



アプリはこちら

④クレジットカード決済であればクレジットカード
 ※ クレジットカードを使用し納付する場合、別途決済手数料がかかります

| 納付金額 (1期別あたり) | 決済手数料 (税込) |
|------------------|---------------|
| 1円～5000円 | 27円 |
| 5001円～1万円 | 82円 |
| 1万1円～2万円 | 165円 |
| 2万1円～3万円 | 275円 |
| 3万1円～4万円 | 385円 |
| 4万1円～5万円 | 495円 |

※ 以降1万円ごとに110円が加算

注意事項

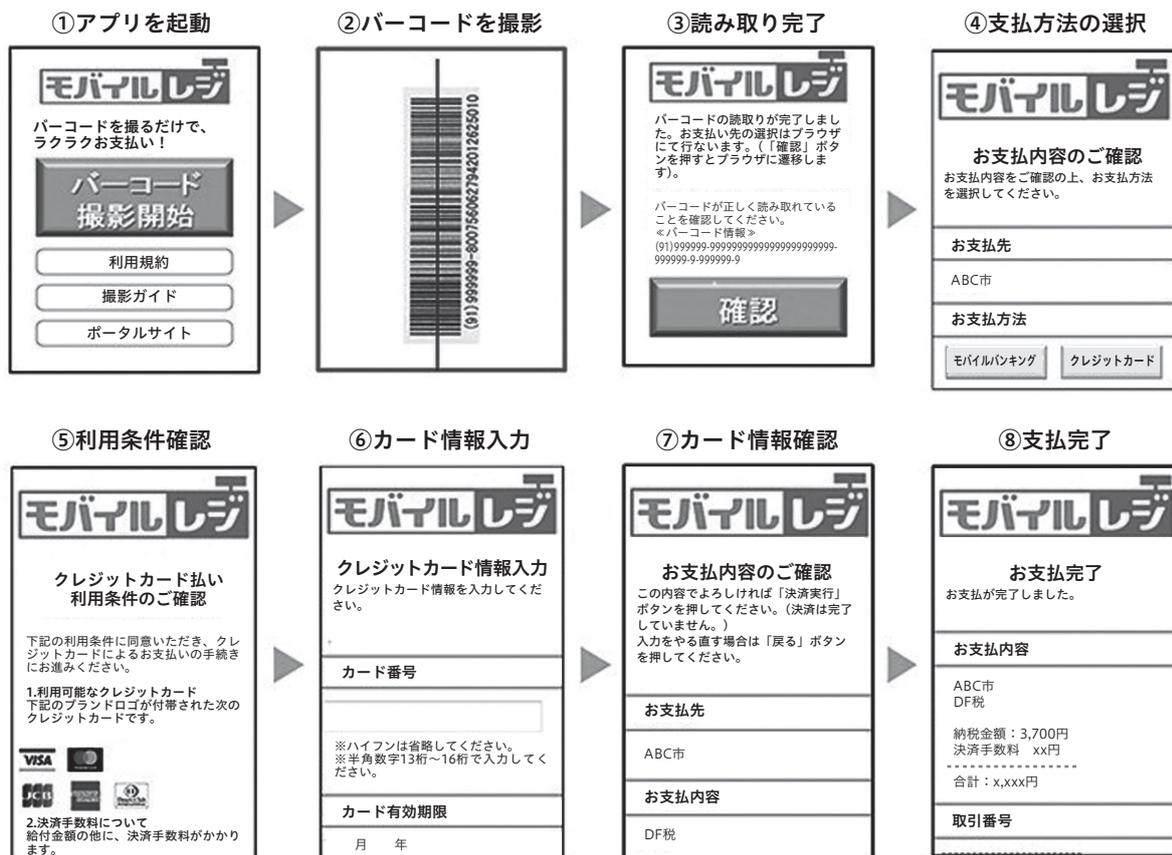
- ・領収書は発行されませんので、取引明細や通帳記帳をご確認ください。
- ・納付後、軽自動車の継続検査(車検)用納税証明書が必要などときは、市役所窓口で証明書を取得する必要があります。
- ・利用可能金融機関やクレジットカードカード会社については、モバイルレジホームページをご確認ください。



HPはこちら

利用手順例

(クレジットカード利用の場合)



女性が活躍できる社会を目指して

問合せ 女性センター ☎287・4755

今、女性の活躍が必要とされています

日本では、少子高齢化や生産年齢人口の減少が、深刻な社会問題となっています。経済の発展のためには、女性が今よりも活躍できる社会にすることが重要です。

ワーク・ライフ・バランス

ワーク・ライフ・バランスとは、「仕事(ワーク)」と、家庭や子育て、趣味や地域活動などの「生活(ライフ)」の調和がとれている状態をいいます。「生活」が充実すれば、「仕事」の質や効率があがる相乗効果が期待できます。

女性も男性も、性別にかかわらず能力を生かせる社会を実現するために、働き方の見直しや、ワーク・ライフ・バランスの推進、育児や介護をしながら仕事を続けられる環境の整備などが必要です。

多様な働き方ができる社会へ

国、県および市では、多様な働き方ができる事業所を増やす取組みを行っています。それによって、結婚や出産を理由に仕事から離れた女性が、社会で再び活躍することができるようになります。ま

た、子どもが独立した人や、子どもを持たない人を含めた社会全体の理解が深まることも求められています。

法整備が進められています

平成27年に成立した女性活躍推進法により、多様な働き方を可能にする取組みが、大規模な事業所において広がりました。

また、今年5月に成立した女性活躍・ハラスメント規制法は、働く女性の活躍推進を中小事業所に拡大するとともに、職場のハラスメント対策を強化し、セクシュアルハラスメントや、妊娠、出産などに関するマタニティハラスメントは「行ってはならない」と明記されました。さらに、パワーハラスメントの要件を設け、事業主に相談体制の整備など防止対策を取るよう、初めて義務付けました。被害を相談した従業員に対する不利益な取扱いを事業主に禁止する規定も設けられました。

市の取組み

市では「鶴ヶ島市女性活躍推進計画」を策定し、女性の活躍を応援するための事業を行っています。

「立地適正化計画」へのご意見を募集します

問合せ 政策推進課政策担当

今後の人口減少化においても、まちの活力を持続していくために策定する「立地適正化計画」の素案に対するパブリックコメントを実施します。

募集期間 10月1日(火)～31日(木)

提出方法 住所、氏名、電話番号、意見を記入し、
☑ (10200010@city.tsurugashima.lg.jp)、
FAX 271-1190、郵送(〒350-2292住所不要)、または政策推進課へ持参してください。

閲覧方法 計画素案は市ホームページのほか、市役所、女性センター、市民活動推進センター、各市民センター、中央図書館で閲覧できます。

意見の取扱い 意見の内容と、それに対する市の考え方などは、後日公表します(住所や氏名などは公表しません)。

また、個々の意見に対する回答はしませんので、あらかじめご了承ください。



女性の働き方 考えてみませんか



経営者・管理職・人事担当者向け

「ワーク・ライフ・バランスセミナー」

日 10月29日(火) 13時30分～15時

場 女性センター

料 無料 講 いのうえあけみ 井上明美さん(女性就業支援専門員)

定 20人(申込順)

申 問 10月4日(金)から女性センターへ

就職支援連続講座

対 再就職を希望する女性

日 ①11月19日(火) 10時～12時

②26日(火)10時～11時30分

場 女性センター

内 ①就活の基本、面接マナー、よく聞かれる質問、個別相談 ②就職・転職に役立つ社会保険のしくみ

定 20人(申込順) 料 無料

申 問 10月15日(火)9時から女性センターへ

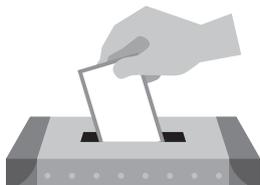
埼玉県知事選挙の結果

問合せ 選挙管理委員会

投票率 34.10% (32.31%)

| 当選 | 候補者名 (届出順) | 投票数 |
|----|---------------|--------------------|
| 当 | 大野 もとひろ | 9,088 (923,482) |
| | 武田 信弘 | 298 (40,631) |
| | 浜田 聡 | 728 (64,182) |
| | 櫻井 志津江 | 430 (34,768) |
| | 青島 けんた | 8,853 (866,021) |

※()は、埼玉県全体の投票率と得票数です



8月25日に行われた、埼玉県知事選挙の鶴ヶ島市の開票結果は、次のとおりです。

「年金生活者支援給付金制度」がはじまります

問合せ 保険年金課国民年金担当、給付金専用ダイヤル ☎0570・05・4092

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

対象となる方
老齢基礎年金を受給している方
 (左記の全てに該当する方)
 ・65歳以上
 ・世帯員全員が市町村民税が非課税
 ・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下
障害基礎年金・遺族年金を受給している方(下記の全てに該当する方)

・前年所得額が約462万円以下
請求手続きの流れ
平成31年4月1日以前から年金を受給している方
 対象の方に日本年金機構からご案内が9月上旬から順次届きます。
平成31年4月2日以降に年金を受給しはじめた方
 年金の請求手続きと併せて年金事務所または市役所で請求手続きをしてください。

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください

低価格な「ジェネリック医薬品」を活用しよう

問合せ 保険年金課国民健康保険担当

国民健康保険では、生活習慣病(高血圧、脂質異常症、糖尿病)で処方されているお薬をジェネリック医薬品(後発医薬品)に切り替えた場合、薬代がどのくらい軽減できるのかを試算したお知らせを送付します。

ジェネリック医薬品とは、新薬(先発医薬品)の特許が切れた後に販売される新薬と同等の有効成分、効能および効果を持つ医薬品です。価格が

安く、新薬から変更することで薬代の負担が減り、医療費の抑制につながります。

ジェネリック医薬品は、体質によって効き目や副作用に差が出ることもありますので、医師や薬剤師にご相談ください。また、電話相談窓口もあります。

ジェネリック医薬品コールセンター ☎0120・53・0006 (9時~17時(平日のみ))

「医療費のお知らせ」を郵送します

問合せ 保険年金課国民健康保険担当

国民健康保険では年に6回、皆さんが医療機関を受診された医療費の額などを「医療費のお知らせ」として世帯主宛に送付しています。

国民健康保険で診療を受けた場合、医療機関へ支払われた医療費は、皆さんが負担された保険税と国や県からの補助金などによってまかなわれています。国民健康保険の制度をご理解いただき、被保険者の皆さん、一人ひとりが健康管理に心がけ、同一の病気やケガで複数の医療機関にかかる「重複受診」や、同じ月内に繰り返しかかる「頻回受診」

を見直し、適正な保険診療にご協力をお願いします。

なお、「医療費のお知らせ」に記載された受診日数や医療費の額に相違がある場合はご連絡ください。

※「医療費のお知らせ」は、確定申告で医療費控除をされる場合、医療費の明細書として使用することができます。ご使用される方は適正な保管をお願いします。

また、今年度から「医療費のお知らせ」の再交付が可能となります。希望される方はお問い合わせください

ペットは責任を持って飼いましょう

問合せ 生活環境課環境推進担当

ペットを飼う心がまえ

・ペットに対する責任と社会に対する責任があることを認識しましょう
・途中で飼うことをあきらめ、ペットを捨てたりしないで、命を全うするまで世話をしましょう

飼い犬

・リードなどですつなぐか柵や檻などの中で飼う
・鳴き声、悪臭などで近隣の人に迷惑をかけない
・散歩のとき、ふんは持ち帰り、尿の処理をする

犬の登録

生後91日以上の子犬の所有者は、飼い犬を市に登録することが義務づけられています。住所変更・飼主の変更・犬が死亡した場合も届出が必要です。

怪我をさせてしまったら・・・

人をかんでしまったなどの問題が発生した場合は、直ちに保健所へ連絡してください。

飼い猫

・できるだけ室内で飼う
・家の中にトイレを用意して使わせる
・飼い主を特定するため、首輪や名札などをつける

不妊手術のすすめ

猫は、生後6～9か月で妊娠・繁殖が可能となります。年に3回以上の出産が可能で5匹程度産まれるとも言われています。無制限に繁殖させないためにも避妊や去勢手術をできるだけ受けさせるようにしましょう。

猫についての相談

埼玉県動物指導センターは、猫の正しい飼い方について、相談と指導をしています。

埼玉県動物指導センター

☎048・536・2465

彩の国動物愛護推進員が

「もっと知りたい犬のこと講座」を開催します

日 11月1日(金) 13時30分～16時20分(受付13時～)

場 坂戸保健所2階多目的ホール(坂戸市石井2327-1)

定 50人(申込順)

申 10月8日(火)から25日(金)までに坂戸保健所へ

☎283・7815

※ 犬を連れての参加はご遠慮ください

食品ロス削減にご協力ください

問合せ 生活環境課環境推進担当

食品ロスとは、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。日本では、年間643万トンの食品が捨てられています。(平成28年度推計値)。これは、日本人1人当たり1杯分が毎日捨てられている計算となります。

食品ロスが削減されれば、廃棄物処理の費用の削減だけでなく、食料生産に費やされた資源の無駄がなくなり、温室効果ガスの削減や環境負荷の低減にもつながります。

私たちができること

- ・買い物に出かける前に冷蔵庫の中などの在庫を確認しましょう
- ・食べられる分だけを作るようにしましょう
- ・食材の保存方法を工夫しましょう
- ・好き嫌いせずに残さず食べるようにしましょう
- 一人ひとりの心がけが、食品ロス削減へと繋がります。

ぜひ、実践してみましよう！

ごみ出しマナーを守りましょう

問合せ 生活環境課環境推進担当

ごみ集積所は、皆さんが気持ちよく利用できるよう、マナーを守って正しく使しましょう。

- ・収集日を守り、朝8時30分までに出しましょう
- ・分別区分に従って、正しく分別しましょう
- ・ガラス被害などを防ぐために、ごみ集積所のネットをしっかりかぶせ、重りをつけるなど、ガラスがごみを引っ張り出せないように工夫しましょう

ごみ集積所を使用する場合は、ごみ集積所の管理者の承諾が必要です。

ごみ集積所を清潔に保つため、清掃当番などのご協力を願います。



農業委員の任命

問合せ 人事課

9月2日付けで農業委員会委員に長谷川正博さんが任命されました。



入学準備金貸付制度をご存じですか

問合せ 学校教育課学務担当

高等学校・大学・短大・専修学校(学校教育法により定められたものに限る)に進学する意欲を持ちながら、経済的な理由で就学が困難な方に、入学に要する経費の一部を無利子でお貸しします。

対象 次の全てに該当する方
 ①市内に引き続き1年以上居住している方
 ②高等学校・大学・短大・専修学校に入学予定者の保護者
 ③市税を滞納していない方
 ④連帯保証人を得られる方

貸付限度額
 ①高等学校・専修学校(高等課程で修業年限が2年以上) ↓20万円
 ②大学・短大・専修学校(専門課程で修業年限が2年以上) ↓30万円

申請期間
第1期 10月1日(火)～11月15日(金)
第2期 令和2年1月6日(月)～31日(金)

貸付時期
第1期 12月上旬以降
第2期 令和2年2月以降

貸付金の償還
 ①の場合、貸付後、半年間据置き、月額6700円を29回、5700円を1回無利子償還
 ②の場合、貸付後、半年間据置き、月額7200円を41回、4800円を1回無利子償還

申込み
 学校教育課にある入学準備金貸付申請書に必要事項を記入し、必要書類とともに学校教育課に提出してください。申込期限後に貸付審査会を開催し、認定者を決定します。決定は文書で通知します。決定の通知を受け取った方は、連帯保証人(1人)と連署の借用書に入学を決定する書類などを添えて、学校教育課に提出してください。

その他
 収入の多いご家庭にはご遠慮いただくことがあります。

事業計画案の縦覧(一本松地区)

問合せ 区画整理課事業担当

坂戸都市計画事業一本松土地区画整理事業の事業計画(第5回変更)案について、土地区画整理法第55条の規定に基づく縦覧を行います。

縦覧内容 一本松土地区画整理事業計画の変更

縦覧期間 10月1日(火)～15日(火)

8時30分～17時15分

縦覧場所 区画整理課

意見書の提出

対象 利害関係のある方
提出期限 10月29日(火)
提出方法 埼玉県知事あてに直接または郵送

都市計画変更案の縦覧

問合せ 都市計画課都市計画担当

坂戸都市計画の変更にあたり、都市計画法第17条に基づく都市計画変更案の縦覧を行います。

県決定の都市計画

縦覧内容 都市計画道路の変更(一本松通り線の廃止)

縦覧期間 10月1日(火)～15日(火)
 8時30分～17時15分(平日のみ)

縦覧場所 都市計画課、県都市計画課、飯能県土整備事務所、坂戸市都市計画課

意見書の提出

対象 市内および坂戸市在住の方、利害関係のある方

提出期限 10月15日(火)

提出方法 必要事項を記入の上、縦覧場所のいずれかまで直接、郵送(必着)または埼玉県電子申請届出サービスで提出してください。

※ 県都市計画課ホームページをご覧ください

市決定の都市計画

縦覧内容 一本松土地区画整理事業の変更、都市計画道路の変更(一本松東通り線の廃止および共栄一本松線の変更)、生産緑地地区の変更

縦覧期間 10月1日(火)～15日(火)
 8時30分～17時15分(平日のみ)

縦覧場所 都市計画課

意見書の提出

対象 市内在住の方、利害関係のある方

提出期限 10月15日(火)

提出方法 必要事項を記入の上、都市計画課(〒350-2292住所不要)に直接または郵送(必着)により提出してください。